

ダクトイル鑄鉄管シェア配分カルテル事件の課徴金納付命令に係る審決取消請求訴訟について

1 本件違反行為の概要

日本鑄鉄管(株)、(株)栗本鐵工所及び(株)クボタの3社は、平成8年度及び平成9年度において、共同して、当該各年度のダクトイル鑄鉄管直管の総需要見込数量を算出し、当該総需要見込数量に各社の基本配分シェア（注）をそれぞれ乗じて得られた数量に、前年度までの受注数量等を勘案した数量を加減して、当該年度の各社の受注見込数量を算出し、当該受注見込数量の上記総需要見込数量に対する割合、すなわち年度配分シェアを決定し、各社において、当該年度末までにそれぞれの受注数量の総需要数量に対する割合を年度配分シェアに合致するよう受注数量の調整を行うことを合意することにより、公共の利益に反して、ダクトイル鑄鉄管直管の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注） 我が国におけるダクトイル鑄鉄管直管の総需要数量に対する各社の受注すべき数量の基本的な割合をいい、使用鉄材の重量ベースで、日本鑄鉄管(株)については10パーセント、(株)栗本鐵工所については27パーセント、(株)クボタについては63パーセントとされていた。

2 本件の経緯

平成11年12月22日	課徴金納付命令
平成12年 2月10日	課徴金納付命令に係る審判開始決定
平成21年 6月30日	課徴金の納付を命ずる審決
平成23年10月28日	東京高裁判決（請求棄却）
平成24年10月25日	最高裁判所決定（上告棄却及び上告棄却）

3 課徴金の納付を命じる審決の概要

当委員会は、平成21年6月30日、日本鑄鉄管(株)に金10億5354万円を、(株)栗本鐵工所に金29億3489万円を、(株)クボタに金70億7208万円を、それぞれ課徴金として納付することを命ずる審決を行った。